

標準報酬 産前産後休業・育児休業等終了時改定 申出書

フリガナ				組合員証 記号番号	—	
組合員氏名						
生年月日	昭・平	年	月	日	性別	男・女
所属所	名称					
	所在地					
産前産後・育児休業 承認期間	休業開始日			休業終了日		
	平成	年	月	日	平成	年 月 日
産前産後・育児休業 に係る子の氏名	フリガナ				生年月日	平成 年 月 日
	氏名				性別	男・女
産前産後・育児休業等終了前の標準報酬					級	千円
産前産後	地方公務員等共済組合法第43条第14項の規定により、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3月間に受けた報酬をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定することの希望を申し出ます。					
育休	地方公務員等共済組合法第43条第12項の規定により、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3月間に受けた報酬をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定することの希望を申し出ます。					
山口県市町村職員共済組合理事長 様 平成 年 月 日 <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> 住所 申出者 氏名 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 印 </div>						
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 平成 年 月 日 <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> 職名 所属所長 氏名 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 印 </div>						

※「産前産後及び育児休業終了日の翌日が属する月以後3月間」とは、産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である場合、当該月を除いて算定します。また、育児短時間勤務により要勤務日数が17日未満とされるものは、要勤務日数の4分の3に相当する日数以上勤務した場合は、支払基礎日数が17日以上であるとみなします。

共済組合 記入欄	標準報酬改定月	年	月	平均額
	改定後標準報酬	級	千円	